

議案第三六号

地方自治法第九十六條第二項の規定により議會の議決すべき事件指定の
条例制定について

地方自治法第九十六條第二項の規定により議會の議決すべき事件指定の
条例を次のように定める

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅



昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康



地方自治法第九十六條第二項の規定により議會の議決すべき事件指定の条例

第一 系地方自治法第九十六條第二項の規定により議會の議決すべき事件を次り通

り定める。
一 町長の補助機関の職員で定員を除外しその他職員(雇用人及び嘱託を含む)二箇月以内の期間を定めて雇入される者を除く以下職員に付き同じの定数を定めること

二 議會の書記長、書記及びその他の職員に定数を定めること

三 選挙管理委員会、職員で書記長、書記を除くその他職員に定数を定めること

四 監査委員の補助職員で書記を除くその他職員に定数を定めること

五 警察委員の書記その他職員に定数を定めること

六 特定資産評価審査委員会、書記及びその他職員に定数を定めること

七 教育委員会の事務職員の定数を定めること

八 職員に介限に付いて規定すること

九 定職手当に付いて規定すること

附 則

この条例は公布の日から施行する